### 秋学会における学部学生・招待講演者等参加費の申し合わせ

2013年8月16日制定 2015年11月1日改定 2019年5月26日改定

#### 学部学生等

- 1. 本申し合わせの対象(以下、学部生等)は大学学部学生、および、高専学生、高専専攻科生、短大生、高校生徒である。大学院生については会員制度によるものとする。
- 2. 本申し合わせは秋学会にのみ適用する。JpGUやその他 SGEPSS 主催・共催の研究集会については各集会の定めるルールに依る。
- 3. 学部生等が秋学会講演会に参加するための参加費は、その学生が発表しない場合は徴収しない(名札は提供する)。
- 4. 学部生等が講演会で発表する場合は、学生会員として登録し所定の参加費等を徴収する。
- 5. アウトリーチイベント等に関連して中高生・学部生等が大会ポスターセッション等で発表する場合、参加費を徴収しない。
- 6. 高校生等を引率する教員については、非会員の場合は参加費を徴収しない。会員の場合は会員としての参加費を徴収する。

#### 招待講演者

- 7. 本申し合わせの対象(以下、招待講演者)は、秋学会のLOC, 運営委員会、各セッションコンビーナが招待し講演を依頼した学会非会員を指す。また、講演者の共著者で随伴参加する人も指す。
- 8. 非会員の招待講演者が秋学会講演会に参加するための参加費は、主著者、発表者、共 著者いずれからも参加費を徴収しない。ただし、会員の場合は会員としての参加費を 徴収する。

9. 他学会との共催セッションがある場合、そのセッションで講演する非会員については 会員と同じ参加費を徴収する。

# 受賞者

10. 学会賞の受賞者で、授賞のために総会のみに参加する会員・非会員およびその随伴者からは参加費を徴収しない。

### 名誉会員

11. 名誉会員からは会員としての参加費を徴収する。

# 賛助会員

12. 賛助会員からは参加費を徴収しない。

# 学会会長による招待参加者、その他

- 13. 会長の招待による参加者については参加費を徴収しない。
- 14. その他、行政関係者等が参加を希望する場合は、その都度大会 LOC と運営委員会の間で話し合い会長が決定する。

# 懇親会への参加

15. 学部生、招待講演者等が大会懇親会に参加する際の費用負担については LOC と秋学会 運営委員、担当コンビーナ等が相談し、LOC が決定する。

# 適用

16. この申し合わせは 2019 年大会より改定適用する。